# かすかベハーモニープラン

(第3次春日部市男女共同参画基本計画)

2023年度(令和5年度)~2027年度(令和9年度)

(案)

2023年(令和5年)3月春日部市

※市長あいさつ追記予定

## 春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ 豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せだれもが住み良い 魅力あるまちを目指してここに 市民憲章を定めます

- ー 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- ー 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- ー お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- ー 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- ー 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして このまちで ともに生きましょう

(令和3年1月制定)

# 目 次

第1	草 計画の策定に当たって	ı
1	計画策定の趣旨	1
	(1) 男女共同参画社会の意義について	1
	(2) 男女共同参画基本計画策定の背景と目的について	3
2	本計画の位置付け	5
3	計画期間	6
4	計画策定体制	7
第2	章 本市の現状及び課題	8
1	統計データから見る本市の現状	8
	(1) 世帯構成に関する統計データ	8
	(2) 就業状況に関する統計データ	9
	(3) 審議会等に関する統計データ	11
	(4) DV相談等に関する統計データ	13
2	市民意識調査から見る本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1) 調査概要について	14
	(2) 調査結果について	15
3	市民ワークショップから見る本市の現状	26
	(1)市民ワークショップの概要	26
	(2)主な意見	26
4	前計画期間中の評価及び課題	28
	(1) 人権の尊重	28
	(2)社会のあらゆる分野での格差是正	28
	(3) 配偶者等からの暴力などの防止	29
	(4) 家庭とその他の活動との両立	29
	(5)男女の健康と権利の尊重	29
	(6) 国際社会との協調	30
第3	章 計画の基本的な考え方 3	31
1	目指す姿	31
2	本計画の全体像及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(1) 本計画の全体像	32
	(2) 本計画の目標	33
3	計画体系	35
第4	章 施策の展開	36
i	計画書の見方	36
第5	章 計画推進に向けて(	35
1	計画の推進体制	65
	(1)全庁的な施策の推進	65

	(2)市民や事業者及び関係機関などとの連携	65
	(3)春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」による男女共同参画の推進	66
2	計画の進行管理	67
資料	編	73
1	計画策定までの経過	
2	策定体制	
3	男女共同参画に関わる国内外の動向	
4	関係条例	
5	関係法令	
6	用語集	



## 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

## (1) 男女共同参画社会の意義について -

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条第1号)と記載しています。

また、国の第5次男女共同参画基本計画においては、目指すべき社会として、以下の4つが、また、基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目(以下「基本的な10の視点」という。)が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

#### 第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、 活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs\*で掲げられている 包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## SUSTAINABLE GENERALS



<sup>※</sup>SDGs: 2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

#### 第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

#### ① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標(SDGs)の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

#### ② 性別に偏りがない社会の実現

指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置(ポジティブ・アクション) ※も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。

#### ③ 家庭や地域での男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)\*\*が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

#### ④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備

人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

#### ⑤ 科学技術の発展による取組の推進

 $AI^*$ 、 $IoT^*$ 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

#### ⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強 化する必要がある。

#### ⑦ 困難を抱える女性等への支援

多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

### ⑧ 男女共同参画の視点による防災対策

頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

#### ⑨ 地域の主体的な取組の推進

地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

#### ⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

①~⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

- ※積極的改善措置 (ポジティブ・アクション):様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に 提供するもの。
- ※無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス): だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。 育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。
- ※AI: Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。
- ※ I o T: Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

## (2) 男女共同参画基本計画策定の背景と目的について -

本市では、2006年度(平成18年度)に春日部市男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)を制定し、2007年(平成19年)4月から施行しています。この条例で男女共同参画社会の構築による豊かで活力あるまち春日部の実現に向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取組を行うことを定めました。

## 春日部市男女共同参画推進条例に示す6つの基本理念 (以下「条例の6つの基本理念」という。)

#### (基本理念)

#### ① 人権の尊重

男女が性別によって差別されることがなく、人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及 び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。

### ② 社会のあらゆる分野での格差是正

男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。

#### ③ 配偶者等からの暴力などの防止

配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。

#### ④ 家庭とその他の活動との両立

社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。

#### ⑤ 男女の健康と権利の尊重

男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

#### ⑥ 国際化社会との協調

国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な 外国人へ配慮すること。

2008年(平成20年) 3月に条例に基づき、春日部市男女共同参画基本計画を策定し、2013年(平成25年) 3月に、社会情勢の変化、2011年(平成23年) 3月の東日本大震災の教訓による防災・災害復興における男女共同参画の視点の必要性等新たな課題へ対応するため計画の見直しを実施し、男女共同参画社会の実現のための取組を行ってきました。その後、2018年(平成30年) 3月に第2次春日部市男女共同参画基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、男女がお互いの人格を認め合い、尊重しあって、一人ひとりが自分らしく積極的にいきいきと暮らせるまちを目指して、様々な施策を進めてきました。

一方、国においては、2016年(平成28年)4月から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)が完全施行され、2018年(平成30年)6月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立するなど、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

さらに、2001年(平成13年)10月から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)が施行され、数々の取組が行われ ていますが、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV\*」と いう。)の増加、深刻化が懸念されています。

また、2020年(令和2年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与え、正規・非正規雇用者の所得格差が顕在化するとともに、雇用における男女間の格差も再認識されています。

このような中、2022年(令和4年)5月、困難な問題を抱える女性\*への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。

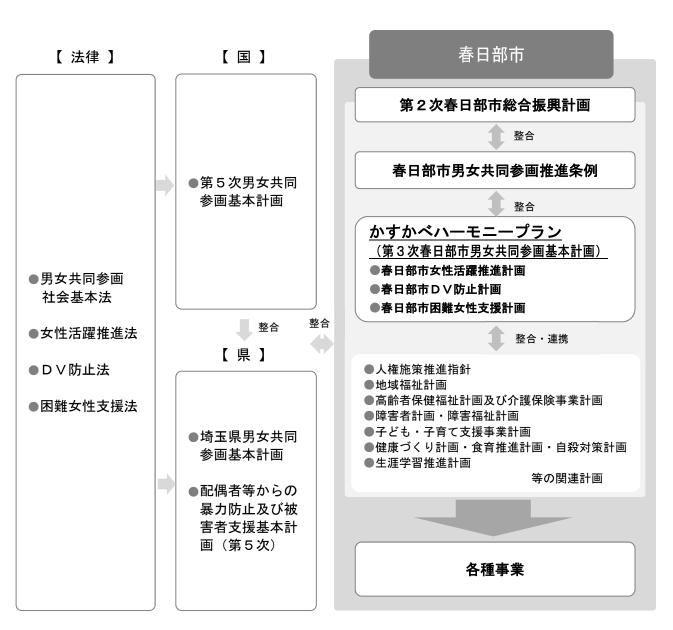
本市ではこうした現状を踏まえて、前計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、かすかべハーモニープラン (第3次春日部市男女共同参画基本計画)(以下「本計画」という。)を策定します。

<sup>※</sup>DV: Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

<sup>※</sup>困難な問題を抱える女性:性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)のこと。

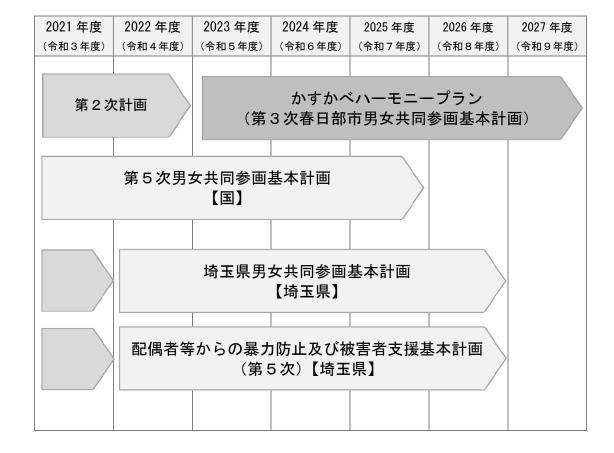
## 2 本計画の位置付け

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び条例第12条に規定する男女共同参画 推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- ② 国の第5次男女共同参画基本計画及び埼玉県男女共同参画基本計画との整合を図り、第2次春日部市総合振興計画をはじめとした関連計画との調和を持たせた計画です。
- ③ 女性活躍推進法第6条第2項に規定する春日部市女性活躍推進計画を包含する計画です。
- ④ DV防止法第2条の3第3項に規定する春日部市DV防止計画を包含する計画です。
- ⑤ 困難女性支援法第8条第3項に規定する春日部市困難女性支援計画を包含する計画です。



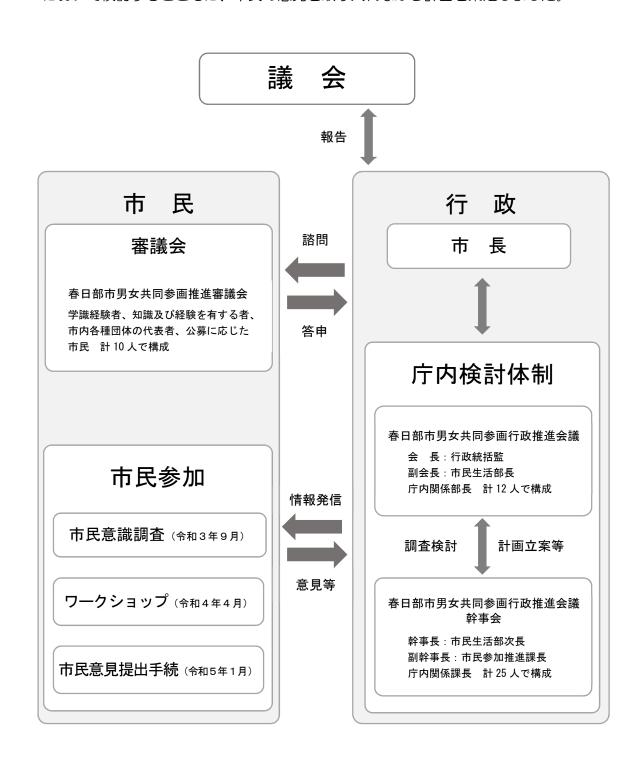
## 3 計画期間

本計画の計画期間は2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。



## 4 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者及び市民で組織された春日部市男女共同参画推進審議会及び庁内関係部課長等で組織された春日部市男女共同参画行政推進会議において検討するとともに、市民の意見を取り入れながら計画を策定しました。



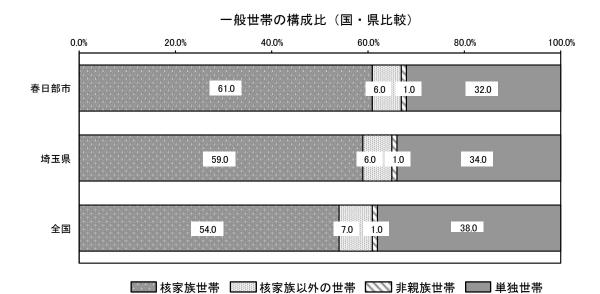


## 本市の現状及び課題

## 1 統計データから見る本市の現状

- (1)世帯構成に関する統計データ -
  - ① 一般世帯の構成比(国・県比較)

一般世帯の構成比をみると、本市の核家族世帯の割合は61.0%であり、埼玉県、全国を上回っています。

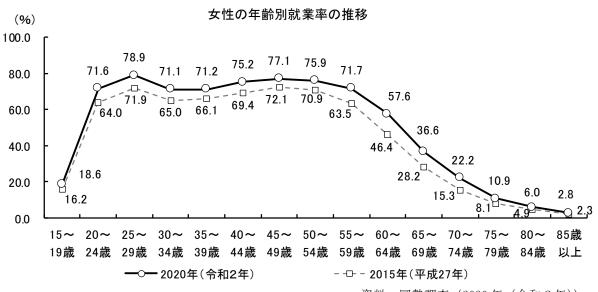


資料:国勢調査(2020年(令和2年))

## (2) 就業状況に関する統計データ

## ① 女性の年齢別就業率の推移

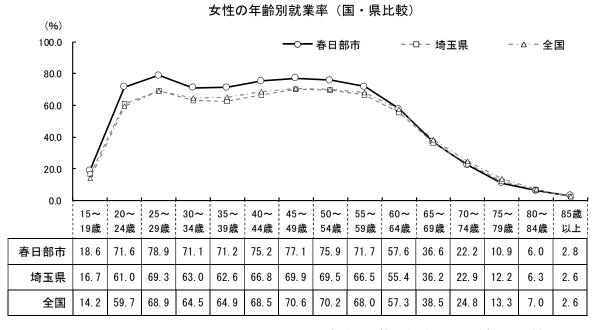
女性の年齢別就業率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい20歳代後半から30歳代までの就業率は2015年(平成27年)に比べ2020年(令和2年)で上昇しており、全体的に就業率が高くなっています。



資料:国勢調査(2020年(令和2年))

### ② 女性の年齢別就業率(国・県比較)

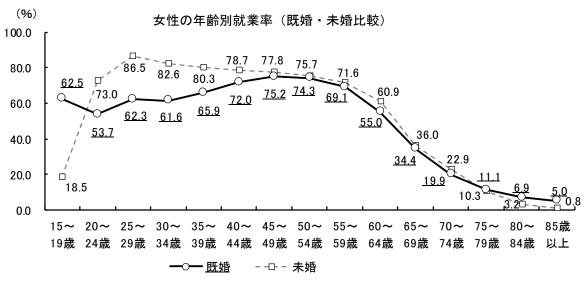
女性の年齢別就業率(国・県比較)をみると、65歳から84歳までを除いた各年代では本市は埼玉県、全国よりも高くなっています。



資料:国勢調査(2020年(令和2年))

### ③ 女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

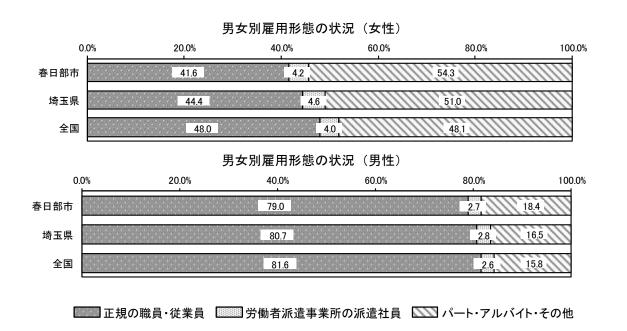
女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)をみると、既婚の就業率は45歳から49歳までをピークに段々と低くなっています。20歳から40歳まででは既婚の就業率が未婚より大きく下回っています。



資料: 国勢調査 (2020年 (令和2年))

## ④ 男女別雇用形態の状況(国・県比較)

男女別雇用形態をみると、本市の正規の職員・従業員の割合は、女性男性ともに埼玉県、全国よりも低くなっています。

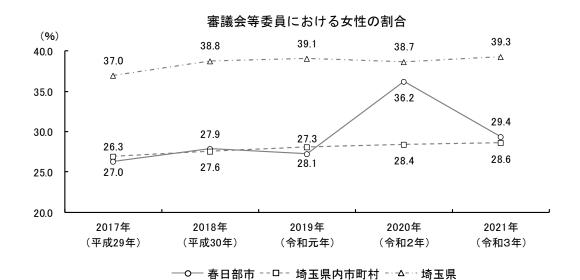


資料:国勢調査(2020年(令和2年))

## (3) 審議会等に関する統計データ

## ① 審議会等委員における女性比率の推移

審議会等における女性比率の推移をみると、2020年(令和2年)を除き、本市は埼玉県内市町村と同程度の割合で推移しています。



資料:埼玉県資料(各年4月1日現在、本市は3月31日現在)

## ② 委員会における女性比率

委員会における女性比率は、人事委員会(公平委員会)を除き、30%以下となっています。

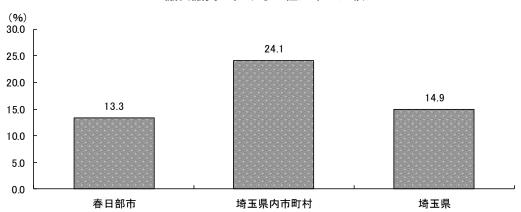
委員会における女性比率

委員会名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性比率 (%)
教育委員会	5	1	20. 0
選挙管理委員会	4	1	25. 0
人事委員会 (公平委員会)	3	1	33. 3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	19	3	15. 8
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0

資料: 庁内資料(2022年(令和4年)4月1日現在)

## ③ 議会議員における女性比率の比較

本市の議会議員における女性比率をみると、埼玉県内市町村、埼玉県と比べて低い割合となっています。



議会議員における女性比率の比較

資料: 庁内資料(2022年(令和4年)4月1日現在)

## ④ 管理職 (課長職相当) の女性比率の推移

本市の管理職(課長職相当)の女性比率の推移をみると、年々増加していますが、 埼玉県内市町村より低い割合となっています。



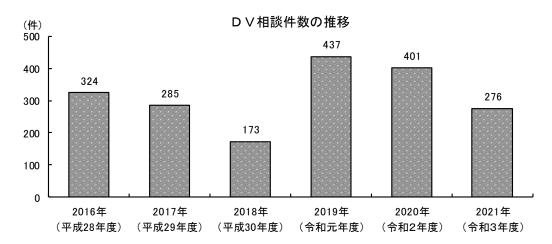
管理職(課長職相当)の女性比率の推移

資料:庁內資料(各年4月1日現在)

## (4) DV相談等に関する統計データ

## ① DV相談件数の推移

DV相談件数の推移をみると、2016年(平成28年)から2018年(平成30年)にかけて減少傾向になっていましたが、2019年(令和元年)及び2020年(令和2年)は件数が増加しています。



資料: 庁内資料(各年3月31日現在)

### [ コラム ] コロナ禍のDV

コロナ禍の DV (配偶者暴力) 相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センターと後述する「DV相談+」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2(2020)年度は19万0,030件で、前年度比で約1.6倍に増加しています。

また、警察庁が令和3(2021)年3月に公表した配偶者からの暴力事案等の相談等状況を見ると、令和2(2020)年の相談等件数は8万2,643件(前年比+436件、+0.5%)となり、平成13(2001)年の配偶者暴力防止法施行後、最多となっています。

出典:令和3年版男女共同参画白書



## 2 市民意識調査から見る本市の現状

## (1)調査概要について

### 【調査の目的】

本計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため実施しました。

## 【調査方法】

調查対象:春日部市全域

調査対象:市内に在住している18歳以上の方

標 本 数:3,000人

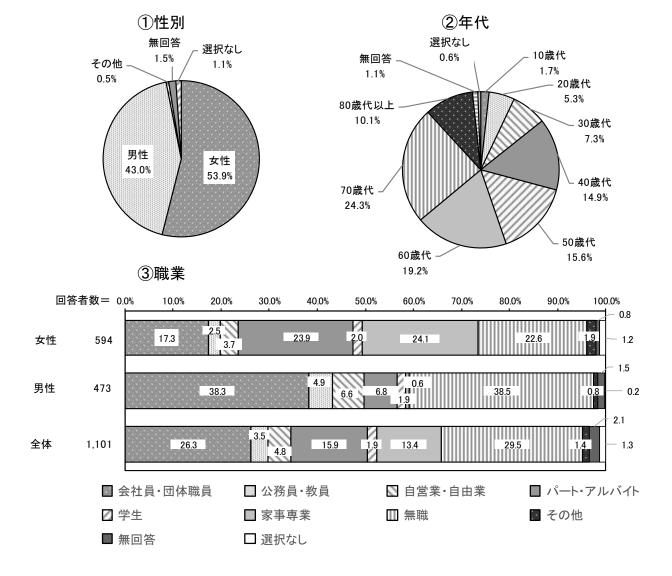
調査方法:住民基本台帳より無作為に抽出

調査期間:2021年(令和3年)9月15日(水)から9月30日(木)まで

### 【回収結果】

有効回収数: 1,101 回 収率: 36,7%

#### 【基本属性】



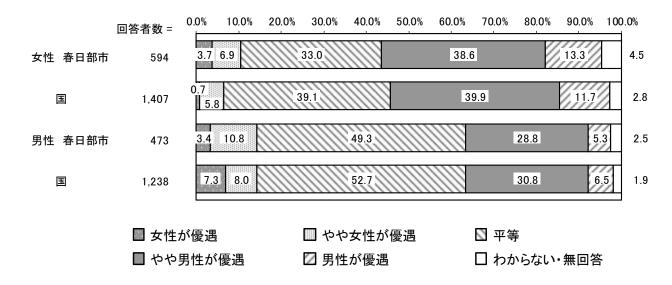
## (2)調査結果について

## ① 家庭について

## ア 家庭での男女の地位の平等感 (国 (2019年度 (令和元年度)調査)比較)

家庭での男女の地位の平等感について、女性では、「平等」の割合が国の39.1%に比べ、33.0%と低くなっています。男性と女性では、「平等」の割合の差が顕著で意識の差があることが分かります。

### 家庭での男女の地位の平等感(国比較)



### イ 家庭での役割分担への満足度

家庭での役割分担への満足度について、性別でみると、全ての項目で女性より男性の方が「満足」「ある程度満足」と感じている割合が多くなっています。

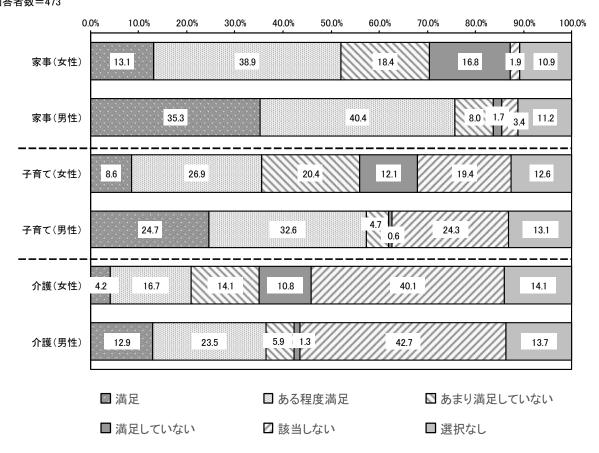
家事について、女性の就労形態別でみると、「満足」と「ある程度満足」をあわせた"満足"の割合がパートタイム(「パート・アルバイト」に回答した方)の55.5%に比べ、フルタイム(「会社員・団体職員」、「公務員・教員」、「自営業・自由業」と回答した方)で66.7%と高くなっています。

子育てについて、女性の就労形態別でみると、「あまり満足していない」と「満足していない」をあわせた"満足していない"の割合がフルタイムの26.7%に比べ、パートタイムで41.2%と高くなっています。

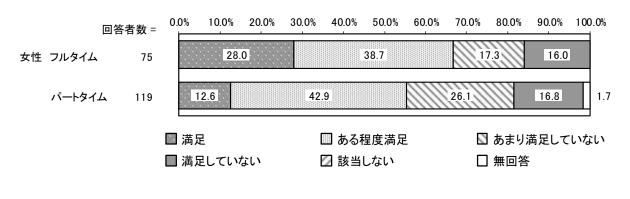
女性の家庭での役割分担への満足度が、男性に比べて低いことから、家庭での真の男女共同参画がすすむよう、男性への意識啓発などが必要です。

家庭での役割分担への満足度(性別)

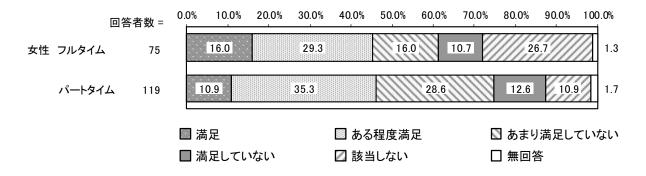
女性 回答者数=594 男性 回答者数=473



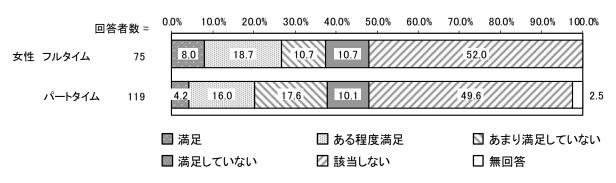
家事(女性の就労形態別)



#### 子育て(女性の就労形態別)



#### 介護(女性の就労形態別)



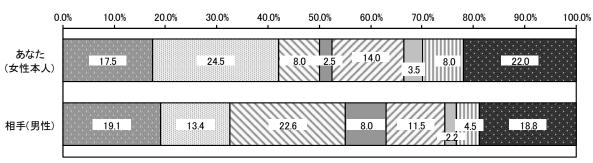
#### ウ 希望の役割分担になっていない理由

希望の役割分担になっていない理由について、性別でみると、女性の回答において、女性本人については「相手とコミュニケーション不足」の割合が24.5%、相手については「あまり関心がない」の割合が22.6%と最も多く、男性の回答において、男性本人については「仕事が忙しい」の割合が26.3%、相手については「相手とコミュニケーション不足」の割合が27.2%と最も多くなっています。

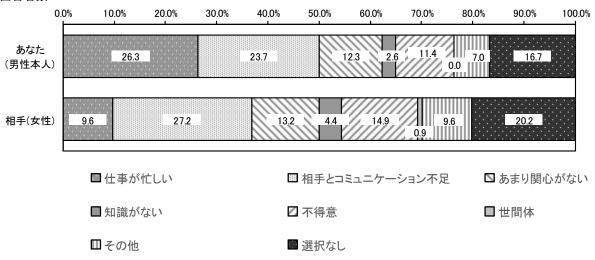
家庭での役割分担について、パートナーとコミュニケーションをとることで、お互いの立場を尊重し、認識と行動のギャップを解消することが必要です。

### 希望の役割分担になっていない理由(性別)

#### 女性 回答者数=314

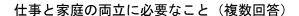


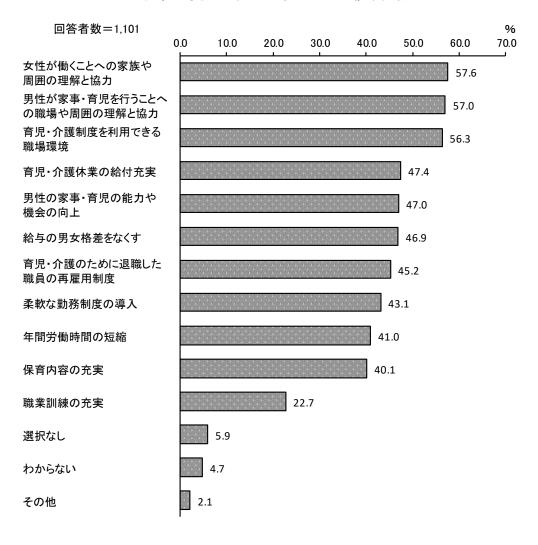
#### 男性 回答者数=114



## エ 仕事と家庭の両立に必要なこと

仕事と家庭の両立に必要なことについて、「女性が働くことへの家族や周囲の理解と協力」の割合が57.6%と最も多く、次いで「男性が家事・育児を行うことへの職場や周囲の理解と協力」の割合が57.0%、「育児・介護制度を利用できる職場環境」の割合が56.3%となっている一方、「職業訓練の充実」の割合が22.7%と最も少なくなっています。





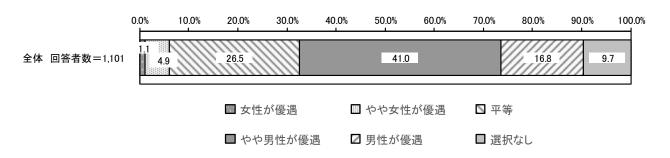
## ② 職場について

#### ア 職場での男女の地位の平等感(国(2019年度(令和元年度)調査)比較)

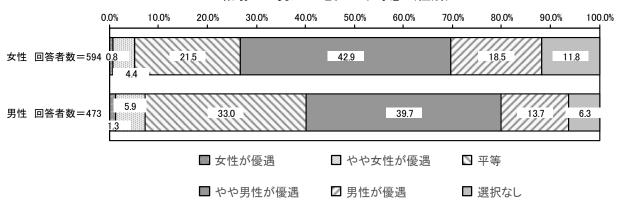
職場での男女の地位の平等感について、全体でみると、「やや男性が優遇」と「男性が優遇」をあわせた"男性が優遇"の割合が57.8%となっています。

女性では、「平等」の割合が国の28.4%に比べ、21.5%と低くなっています。 一方、"男性が優遇"の割合は、国の54.1%に比べ、61.4%と高くなっています。

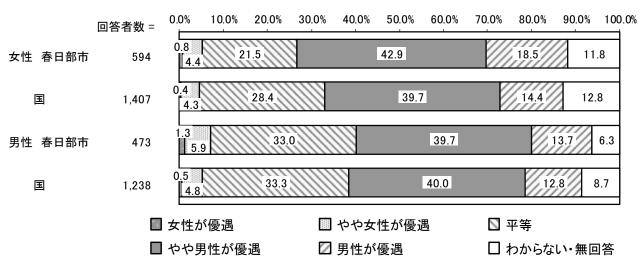
#### 職場での男女の地位の平等感



#### 職場での男女の地位の平等感(性別)



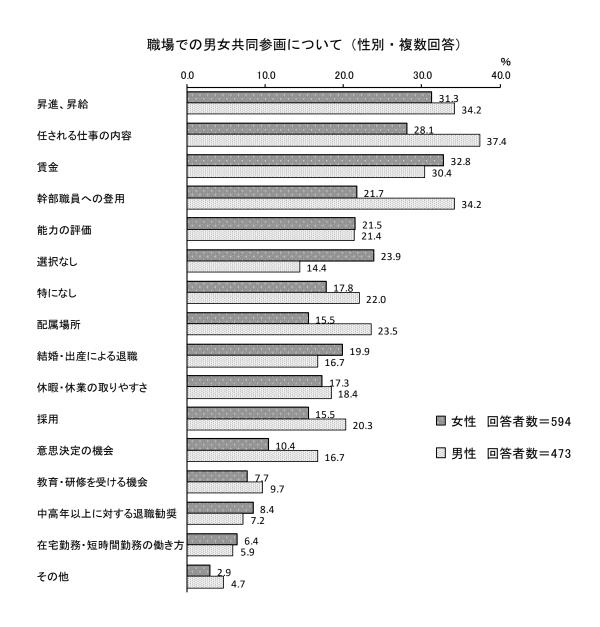
#### 職場での男女の地位の平等感(国比較)



## イ 職場での男女共同参画について(性別)

職場での男女共同参画について、性別でみると、女性が格差を感じている項目は「賃金」の割合が32.8%、「昇進、昇給」の割合が31.3%、「任される仕事の内容」の割合が28.1%と高く、男性が格差を感じている項目は「任される仕事の内容」の割合が37.4%、「昇進、昇給」と「幹部職員への登用」の割合が34.2%と高くなっています。

男女で差が大きいのは「幹部職員への登用」(女性:21.7%、男性:34.2%)、「任される仕事の内容」(女性:28.1%、男性:37.4%)で、「結婚・出産による退職」(女性:19.9%、男性:16.7%)、「賃金」(女性:32.8%、男性:30.4%)について、男性より女性の方が格差を感じています。



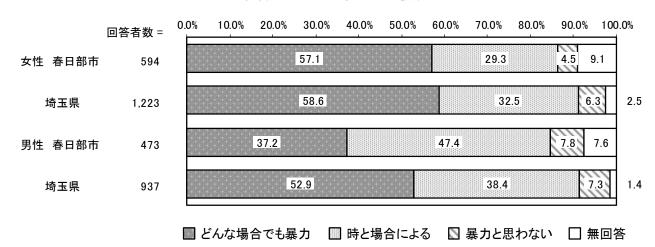
## ③ ドメスティック・バイオレンス (DV) について

### ア DVの認識について (埼玉県 (2020年度 (令和2年度)調査) 比較)

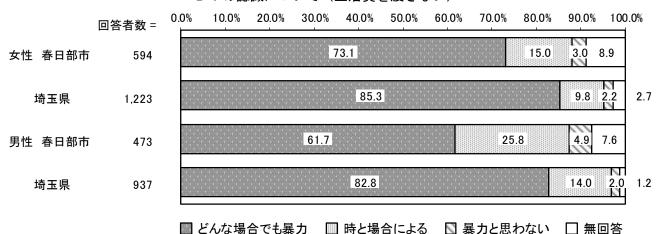
細かく監視することについて、男性では、「どんな場合でも暴力」の割合が埼玉県の52.9%に比べ、37.2%と低く、「時と場合による」の割合が埼玉県の38.4%に比べ、47.4%と高くなっています。

生活費を渡さないについて、男性、女性ともに「どんな場合でも暴力」の割合が低く、(女性:本市73.1%、埼玉県85.3%、男性:本市61.7%、埼玉県82.8%) 「時と場合による」の割合が高くなっています(女性:本市15.0%、埼玉県9.8%、男性:本市25.8%、埼玉県14.0%)。

#### DVの認識について (細かく監視する)



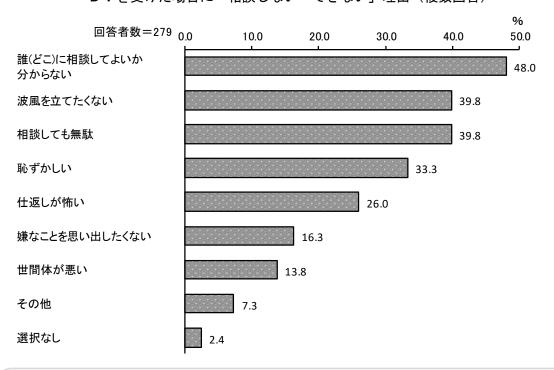
#### DVの認識について(生活費を渡さない)



#### イ DVを受けた場合に「相談しない・できない」理由

DVを受けた場合に「相談しない・できない」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「誰(どこ)に相談してよいか分からない」の割合が48.0%と最も多く、次いで「波風を立てたくない」と「相談しても無駄」の割合が39.8%と多くなっています。

## DVを受けた場合に「相談しない・できない」理由(複数回答)



## 【DVの主な形態】

#### 〇 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの(平手でうつ、足でける、身体を傷つける可能性のある物でなぐる、げんこつでなぐる、刃物等の凶器をからだにつきつける、髪をひっぱる、首をしめる、物をなげつけるなど)

#### 〇 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの(大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」等と言う、電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視して口をきかない、子どもに危害を加えるといっておどす、生活費を渡さないなど)

\*生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的なもの」と分類される場合もあります。

#### 〇 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの(見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる、いやがっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど)

出典:内閣府男女共同参画局ホームページ

## ④ 性の多様性について

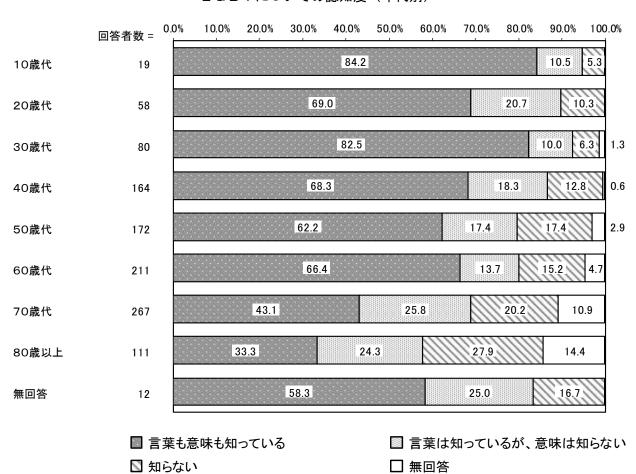
### ア LGBT\*についての認知度

LGBTの認知度について、全体でみると、「言葉も意味も知っている」の割合は 58.3%となっています。

年代別でみると、「言葉も意味も知っている」の割合が10歳代で84.2%、30歳代で82.5%と高く、8割を超えています。また、80歳以上で「知らない」の割合が高く、27.9%となっています。

#### LGBTについての認知度 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 100.0% 90.0% 全体 58.3 19.2 回答者数=1,101 ■ 言葉も意味も知っている ■ 言葉は知っているが、意味は知らない ▶ 知らない ■ 選択なし

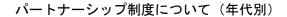
### LGBTについての認知度(年代別)

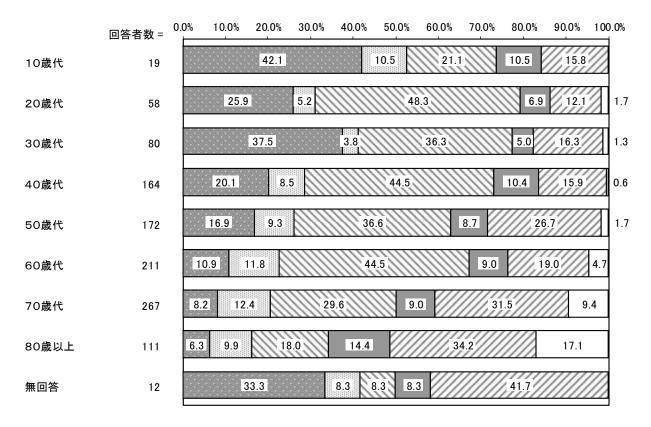


<sup>※</sup>LGBT:性的マイノリティ、性的少数者。一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者を含む)などのこと。

### イ パートナーシップ制度\*について(年代別)

パートナーシップ制度について、年代別でみると、10歳代で42.1%、80歳以上で6.3%と年代が低くなるにつれ「同性カップルのために必要」の割合が高くなる傾向がみられます。また、20歳代で「性別に関わらず、婚姻に至らないカップルに必要」の割合が高く、48.3%となっています。





- 同性カップルのために必要
- 婚姻に至らない異性カップルのために必要
- 性別に関わらず、婚姻に至らないカップルに必要
- 必要ない
- ☑ わからない
- □ 無回答

<sup>※</sup>パートナーシップ制度:性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。

## 3 市民ワークショップから見る本市の現状

## (1) 市民ワークショップの概要

【目 的】本計画を策定するにあたり、市民の方々から幅広い意見をいただき、計画に反映することを目的に、地域での生の意見を把握するため開催しました。

【実施場所】春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」

【実施手法】グループワーク形式での意見交換

【実施日程】2022年(令和4年)4月30日(土) 午前10時から午前11時30分まで

【実施テーマ】一人ひとりの豊かな人生について考えよう

【参加人数】13名

## (2) 主な意見 ——

	現料	犬・課題			
	・一人一人に余裕がない	・夢がない			
【個人】	・思い込み	・ポータブルスキルがない			
	・自分の良いところを理解できない	・人と自分を比較してしまう			
	・自分自身に向き合う人が少ない				
	・男女関係なく家事をする経験				
【家庭】	・共働きにおける子育て、家事時間は	・共働きにおける子育て、家事時間は、女性の方が多い			
[ ] [ ]	・相手を理解するためのコミュニケーションが少ない				
	・「家事は女性の方が得意」の考え方				
	・収入格差	・長時間労働			
【職場】	・働き方をもっと自由に				
【4成2刻】	・仕事のやりがいを高め、女らしい、	男らしいをなくす			
	女の仕事の決めつけ、固定概念をな	いくす			
	・自分からつかみにいかないと子育で	こや相談に関する情報が得にくい			
【地域】	・住んでいるのに知らない	・PTA役員は女性がほとんど			
	<ul><li>付き合いがうわべだけ</li></ul>	・自由な意見を出す場が少ない			
	・忖度しなくていい社会	・高齢化が進んでいる			
	・8050問題	多様性への理解の欠如			
	・ひきこもり	・数値の決定⇒進まない			
【社会】	・性別において差別と区別がわかって	こいないこと			
	・とりあえず「女性に地位を与えておけばいい」の考え方				
	・子育ての社会条件、医療、保育、学	学校、家事の分担のあり方			
	・男らしさ、女らしさの考え方が変わ	つってきている			

	解	決策・方向性		
	・健康でいる	・将来に投資する		
	・人の流儀を許容する	・違いを受け入れる、認める		
【個人】	・価値観が違う人と会話する	・自分の中の固定観念を外してみる		
	・男女共同参画の認知	· 意識、啓発⇒SNS、広報		
	・思っているだけにしない	・本音で話す		
	・家事時間を減らす工夫(家族の	協力)		
	・男性も家事の能力を身につける			
【家庭】	・夫婦、親子の話し合い			
	・「ありがとう」をたくさん言う			
	・役割分担を明確化			
	・ワーケーション			
	・平日も休みたいときに気軽に休める自由な働き方			
【職場】	・雰囲気づくり			
	・会議の場で勇気をもって発言する			
	<ul><li>・意識的に会話量や意見を言い合。</li></ul>	う時間を増やす		
	・あいさつから			
・一人にさせない、一人にならない ・身近な人とコミュニケーションをとる		, \		
		をとる		
	・地域付き合い⇒濃密			
	・社会、学校が連携して行う			
	・公民館、自治会、町内会のありた	方		
【社会】	・男女の大切さ、学校教育、行政、町内会			
MAA	・新しい考えを入れていく			
	・情報を発信(いろいろな方法を使って)			
	・子どもの貧困は女性の貧困、生活	舌の豊かさとつながり、ふれあい		

## 今後の課題・方向性

市民一人ひとりが家庭や職場、地域の中でコミュニケーションを図り、新しい知識、価値観の共有や、学んだりし、多様性の理解から行動変容につなげていくことが必要。また、一人ひとりの行動変容から地域の連携へ、さらに社会全体の男女共同参画の推進へとつなげていくことが必要。

## 4 前計画期間中の評価及び課題

条例の6つの基本理念に基づき、市民意識調査等の結果を踏まえて、次期計画の課題を整理しました。

## (1) 人権の尊重

市民意識調査によると、LGBTという言葉の認知度は、全体で約6割と高く、 年代が低くなるにつれて認知度が高くなっています。また、パートナーシップ制度に ついても年代が低くなるにつれて、「必要」と思う割合が高くなる傾向があります。 こうした現状から、グローバル化\*の更なる進展の中で、SDGsに掲げる持続可 能な社会を構築する上でも、人権尊重やジェンダー\*平等についての理解を促進し、 多様性を認め合う社会の形成に取り組むことが必要です。

## (2) 社会のあらゆる分野での格差是正 —

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、"男性が優遇"、さらに男性より女性の方が"男性が優遇"と感じている割合が高く、男女の意識の差が大きくみられます。また、国調査と比較すると、職場における"男性優遇"の意識は、依然として高くなっており、職場における仕事の内容や待遇面について、女性が格差を感じている割合は「賃金」「昇進、昇給」「任される仕事の内容」の順に高くなっています。

さらに、女性の活躍促進や働き方改革、ポストコロナ時代を踏まえ、柔軟な働き 方や事業運営の必要性が高まっており、性別にかかわらず一人ひとりが多様な働き 方や、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが必要です。

近年、単身高齢者・ひとり親・非正規雇用者の増加により、経済的な困窮、社会的孤立等様々な困難を抱えている人が増加傾向にあります。加えて、障害があること、外国人であること等でさらに複合的に困難な状態に置かれている人々もいます。制度の狭間の問題等を踏まえながら、こうした様々な生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、支援の強化が必要です。

<sup>※</sup>グローバル化:人や物、資本の移動が国境を越えて盛んになり、国と国、地域と地域との境界が小さくなっていくこと。

<sup>※</sup>ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

## (3) 配偶者等からの暴力などの防止

市民意識調査によると、男性、女性ともに、暴力への認識が埼玉県より低く、特に精神的暴力や経済的暴力はDVとしての認識が低くなっています。

また、暴力を受けた場合に「相談しない・できない」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「誰(どこ)に相談してよいか分からない」「波風を立てたくない」「相談しても無駄」等となっています。

こうした現状から、暴力について認識を高めるための広報・啓発活動が必要です。 さらに、DVや性暴力等の暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、 被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

## (4) 家庭とその他の活動との両立

市民意識調査によると、家庭での地位の平等感について、女性では"平等"の割合が国よりも低くなっています。また、家庭での役割分担の満足度について、全ての項目で女性より男性の方が"満足"と感じている割合が高く、フルタイムに比べ、パートタイムで"満足していない"女性の割合が高くなっています。満足していない理由については、女性本人と男性の相手については「相手とコミュニケーション不足」が最も高くなっています。

こうした現状から、生活の場である家庭や地域において、真の男女共同参画がす すむよう、男性への意識啓発などが必要です。

また、パートナーとコミュニケーションをとることで、お互いの立場を尊重し、 認識と行動のギャップを解消することが必要です。

## (5) 男女の健康と権利の尊重 -

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会にとって欠かせません。

特に女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化することから、働く女性が離職することなく能力を最大限発揮できるよう、女性特有の健康問題に関する知識の向上が必要です。

また、予期せぬ妊娠などによって女性の健康と権利が脅かされることのないよう、 生と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着が求められています。

さらに、市民のヘルスリテラシー\*を向上させるとともに、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含めた支援が必要です。

<sup>※</sup>ヘルスリテラシー:健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思決定をしたりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの。

## (6) 国際社会との協調

本市の審議会等委員や市議会委員の女性比率が埼玉県より低い割合となっており、 あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し施策に反映するために、政策決 定の場における男女共同参画をさらに進める必要があります。

指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を目指すことは国際社会でも求められており、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画を進めることが必要です。

また、持続可能な開発目標(SDGs)実現のため、「だれ一人取り残さない」社会を目指し、今後、様々な分野・場面において、地域の様々な主体が連携・協働していくことが必要です。

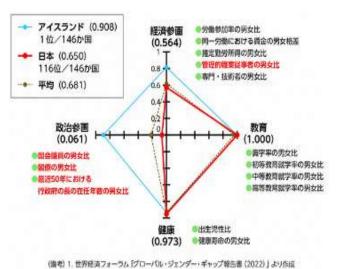
## [ コラム ] ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが公表している「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国における男女格差を測る指数で、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の分野のデータから作成され、Oが完全不平等、1 が完全平等を示しています。

日本は、「教育」の順位は 146 か国中 1 位、「健康」の順位は 146 か国中 63 位と世界トップクラスの値である一方、「経済」 及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は 121 位、「政治」の順位は 139 位となっています。

今回順位の低かった経済、政治分野について、2022 年 6 月に政府が決定した「女性版骨太の方針 2022」においては「女性の経済的自立」、「女性の登用目標達成」等、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
116	日本	0.650



出典:内閣府男女共同参画ホームページ

2. スコアが低い項目は未子で記載

3. 分野別の原位: 経済 (121位)、教育 (1位)、健康 (63位)、政治 (139位)



# 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す姿

前計画の目指す方向性を踏襲しつつ、「だれもがともに活躍」のキーワードを新たに含め次のとおりとします。

### 【目指す姿】

認め合い、響きあい、だれもがともに活躍するまち お互いの人格を認め合い、尊重しあって、一人ひとりが自分らしく積極 的にいきいきと暮らし、だれもがともに活躍するまちをめざします



### 2 本計画の全体像及び目標

#### (1) 本計画の全体像

条例の6つの基本理念及び基本的な10の視点に基づき、本計画は4つの目標、12の施策に基づき目指す姿の実現を目指します。

#### 【条例の6つの基本理念】(3頁参照)

- ① 人権の尊重
- ② 社会のあらゆる分野での格差是正
- ③ 配偶者等からの暴力などの防止
- ④ 家庭とその他の活動との両立
- ⑤ 男女の健康と権利の尊重
- ⑥ 国際社会との協調

#### 【基本的な10の視点】(2頁参照)

- ① あらゆる分野で
- ② 性別に偏りなく
- ③ 家庭や地域でも
- ④ 健康で、活躍し続けられるように
- ⑤ 科学技術も活用して
- ⑥ 女性へのあらゆる暴力根絶
- ⑦ 困難を抱える女性等への支援
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災対策
- ⑨ 地域の主体的な取組
- ⑪ 人材の育成

#### 【4つの目標】

- 1 人権尊重とジェンダー平 等のまちづくり
- 2 だれもがともに活躍する まちづくり
- 3 協働によるだれもが安心 して住み続けられるまち づくり
- 4 男女共同参画社会を阻む 暴力のないまちづくり

### 【12の施策】

- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進
- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 働く場における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 政策決定の場における男女共同参画の推進
- (1)困難な問題を抱える女性への支援
- (2) 個人の様々な状況への配慮
- (3)健康を脅かす問題への対策
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災対策
- (1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及 び被害者支援
- (2)性犯罪・性暴力への対策



#### 【目指す姿】

認め合い、響きあい、だれもがともに活躍するまち

#### (2) 本計画の目標 —

目指す姿の実現に向けて、4つの目標を掲げ、施策を推進していきます。

#### 目標 1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

- 個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合う社会の形成に取り組みます。
- ジェンダー平等を含めた人権に関する意識の向上を図り、あらゆる立場の人々が 自分らしい生き方の選択ができる社会を目指します。

#### 目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

- 家庭においては、男女がともに家事・育児・介護を担い、仕事と家庭生活・地域 活動の両立ができるよう取り組みます。
- 働く場においては、男女がともに仕事と生活の調和がとれ、希望するキャリアを 歩んでいけるよう取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメント\*\*やマタニティ・ハラスメントなどのない職場環境を目指します。
- あらゆる分野における政策決定の場へ男女双方がバランスよく参画できるよう取り組むとともに、本市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

<sup>※</sup>ハラスメント:嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言および性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

#### 目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

- 貧困やDV、虐待などで居場所を失うなど制度の狭間で困難な問題を抱えている 若年女性やその他の個人の様々な状況に対し、関係機関と連携して支援の手を指 し伸べられるまちを目指します。
- 市民の主体的な健康づくりの取り組みにより、だれもが健康を実感できるまちに します。
- O 男女共同参画の視点に立った防災対策を行うことにより、災害時にだれもが安心 して避難できるまちを目指します。

#### 目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

- O DVは人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であることを市民が認識し、まちぐるみでDVを防止できるようにします。
- 性犯罪・性暴力に対しても、だれもが被害者にも、加害者にも、傍観者にもなら ないよう取り組みます。

### 3 計画体系

[目指す姿] [目標] [ 施策] (1)人権尊重の意識づくり 1 人権尊重とジェ ンダー平等の まちづくり かすかベハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画) (2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の 選択を可能にする教育・学習の推進 認め合い (1) 家庭における男女共同参画の推進 【春日部市女性活躍推進計画】 (2) 働く場における男女共同参画の推進 だれもがともに 活躍する 【春日部市女性活躍推進計画】 まちづくり (3) 地域における男女共同参画の推進 (4) 政策決定の場における男女共同参画の推進 【春日部市女性活躍推進計画】 (1) 困難な問題を抱える女性への支援 【春日部市困難女性支援計画】 (2) 個人の様々な状況への配慮 協働によるだれ もが安心して住 み続けられる まちづくり (3)健康を脅かす問題への対策 (4) 男女共同参画の視点に立った防災対策 (1) ドメスティック・バイオレンス (DV) の 防止及び被害者支援 男女共同参画社 4 会を阻む暴力の 【春日部市DV防止計画】 ないまちづくり (2) 性犯罪・性暴力への対策



## 施策の展開

### 計画書の見方

#### 目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

#### 施策1-(1)人権尊重の意識づくり

#### 【目的】

市民の人権への関心が増えて、お互いに配慮できるようにする

#### 【取組の方向性】

などの

○ 差別や偏見をなくすために、人権や性の多様性に関する意識

#### ₩ 行政が取り組むこと

① 人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発

#### 【取組の方向性】

この施策で実施する取組の方向 性について記載しています。

#### 【行政が取り組むこと】

この施策で行政が取り組む事業 と事業内容について記載してい ます。

#### 協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・人権や性の多様性に関する取組について調べてみましょう。
- 人権に関する講座や行事などに積極的に参加しましょう。

## rio -

#### 具体的な事例(ヒント)

・ウェブで「人権」「性の多様性」について検索してみましょう。(国は「go」 (ガバメントのこと)、市や県は「g」 (ローカルガバメントのこと)をつけて検索すると情報が出てきます。

### 【みんなで協働して取り組む こと】

市民・事業者で協働して取り組むことを記載しています。

#### 【推進指標】

施策の目的の達成度を図るため の指標です。

#### 事業所の取組

ダイバーシティ(多様性)の取組を進めましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- 性の多様性の理解を進めるための研修 を実施しましょう。
- ・「多様な人材が活躍できる職場環境に 関する企業の事例集(厚生労働省)」な どを活用しましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値	目標値	指標の説明
LGBT の認知度			

#### 目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

### 施策1-(1)人権尊重の意識づくり

#### 【目的】

市民が人権への関心をもち、お互いに配慮できるようにする

#### 【取組の方向性】

○ 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を 認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

### ── 行政が取り組むこと

① 人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発

	取組	内容	
1	人権啓発事業の実施	だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を 持って行動できるよう、人権施策推進指針に従って事業 を実施します。	
2	市職員への人権に関する 研修の実施	人権についての理解と基本的人権の大切さを認識できる よう、人権に関する研修を実施します。	
3	教職員人権教育研修会の 実施	教職員人権教育研修会を実施します。	
4	「多様な性に関する対応 ハンドブック」の周知	性的少数者への理解を深めるため、「多様な性に関する対応ハンドブック」の周知啓発に努めます。	
5	性の多様性に関する講座 などの実施	性の多様性についての理解を促進するため、講座・講演会などを行います。	
6	パートナーシップ制度等 の周知及び充実	性の多様性を尊重するとともに差別や偏見のない社会を 目指して、パートナーシップ制度等の周知及び充実に努 めます。	
7	性的少数者の児童・生徒 への配慮	市内すべての小・中・義務教育学校で個々の状況に応じ た教育を推進するよう働きかけます。	
8	行政文書等の性別欄や内 容の見直し	性的少数者への配慮として、各種申請等の記載欄について、不要な場合は削除するなどの見直しを進めます。	















### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・人権や性の多様性に関する取組につ いて調べてみましょう。
- ・人権に関する講座や行事等に積極的 に参加しましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

・ウェブで「人権」「性の多様性」につい て検索してみましょう。(国は「」(ガ バメントのこと)、市や県は「」(ロー カルガバメントのこと) をつけて検索 すると情報が出てきます。

#### 事業者の取組

・ダイバーシティ\*の取組を進めましょ う。



#### 具体的な事例(ヒント)

- 性の多様性の理解を進めるための研修 を実施しましょう。
- 「多様な人材が活躍できる職場環境に 関する企業の事例集(厚生労働省)」等 を活用しましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年 (令和3年)	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
LGBTの認知度	58. 3%	75. 0%以上	男女共同参画に関する 市民意識調査で「言葉 も意味も知っている」 と答えた人の割合で す。 目標値は、現状値より 30%程度増加を目指し ます。

<sup>※</sup>ダイバーシティ:多様性を表し、性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず多様な人材を認め、 活用すること。

#### 目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

### 施策1-(2)ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を 可能にする教育・学習の推進

#### 【目的】

市民が自分らしい生き方の選択ができるようにする

#### 【取組の方向性】

- 男女共同参画に関する実態を把握するとともに、だれにでもわかりやすい情報 提供を充実します。
- 自分らしい生き方の選択ができるようにするため、ジェンダー平等に関する教育・学習の機会を充実します。
- 困ったときに相談できる窓口の充実を図ります。

### 行政が取り組むこと

#### ① 調査研究・情報提供の充実

No	取組	内容
9	男女共同参画に関する意識や 実態の把握	ジェンダー平等に向けた意識の浸透や市民ニーズ を把握するため、男女共同参画に関する意識や実 態を調査します。
10	男女共同参画に関するデータ の公表	男女共同参画の推進に関するデータ、国の女性活躍推進「見える化」サイトに掲載の情報などを公表し、市民に活用してもらえるよう努めます。
11	表現ガイド等の周知	表現ガイド等を周知することにより、市民や市職員に対し、固定観念にとらわれず男女共同参画の 視点に立った適切な表現ができるようにします。。
12	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する市民の理解を促進するた め、定期的に男女共同参画情報誌を発行します。
13	ポスター展示 (男女共同参画推進センターなど)	男女共同参画に関する市民の理解を促進するため、定期的にポスター展示などを実施します。
14	情報ライブラリーの充実 (男女共同参画推進センター)	男女共同参画に資するため、情報収集及び情報提供を行います。











### ₩ 行政が取り組むこと

#### ② ジェンダー平等に関する教育・学習の充実

No	取組	内容
15	ジェンダー平等に関する講座の 実施 (男女共同参画推進センター)	ジェンダー平等に関する講座など、市民や事業者、 関係機関などと連携しながら男女共同参画社会の推 進に関する講座・講演会を実施します。
16	ジェンダー平等に関する講座の 実施 (かすかべし出前講座、市民ア カデミーなど)	ジェンダー平等の意識啓発を推進するため、かすか べし出前講座や市民アカデミーを活用し、男女共同 参画に関する講座を実施します。
17	ジェンダー平等に関する講座の 実施 (公民館)	ジェンダー平等に資するため、市民向けの講座を実 施します。
18	男女平等教育の実施	市内すべての小・中・義務教育学校で児童・生徒の 発達段階に応じた男女平等教育を推進するよう働き かけます。
19	保育所職員への研修の実施	ジェンダー平等を含めた人権に関する意識の向上を 図るため、研修を実施します。
20	教職員への研修の実施	教職員人権教育研修会を実施します。
21	情報リテラシー*に関する教育 の実施	児童生徒がジェンダー平等を含めた人権感覚をも ち、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度の 育成について、指導の焦点化・重点化を図ります。
22	メディア・リテラシー <sup>※</sup> の向上 のための学習機会の提供	メディア・リテラシー向上のため、学習機会の提供 を行います。

#### ③ 相談事業の充実

No	取組	内容
23	人権相談の実施	関係機関及び人権擁護委員などと連携し、人権に関する相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。
24	市民相談の実施 (市民相談室)	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談 内容により、各種専門相談等の案内や情報提供を行 います。
25	市民相談の実施 (男女共同参画推進センター)	各種相談窓口を開設し、問題解決への助言や情報提供を行います。

<sup>※</sup>情報リテラシー:情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。

<sup>※</sup>メディア・リテラシー:メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・ジェンダーについて正しい知識を身 に付けましょう。
- ジェンダーの視点でメディアを主体 的に読み解き、活用する能力(メディ ア・リテラシー)を身につけましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

• 男女共同参画推進センターでは、さま ざまな事業を行っています。詳しくは ホームページ等でご確認ください。

#### 事業者の取組

- アンコンシャス・バイアスに関する研 修に参加しましょう。
- •CMやPR用のチラシ、ポスターなどを 作成する場合はジェンダー平等に配 慮しましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

表現ガイドライン等を参考にしましょ う。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年(令和3年)	目標値 2027 年 (令和9年)	指標の説明
春日部市男女共同参画 推進センターにおける 事業参加者数	643 人	4, 900 人	目標値は、コロナ禍以前の水準(2019年(令和元年)4,443人)から10%程度増加を目指します。

#### 「 コラム ] アンコンシャス・バイアス



アンコンシャス・バイアス (unconscious bias) とは、日本語で「無意識の 偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」 「無意識バイアス」などと表現されることもあります。

#### 【アンコンシャス・バイアスの例】

- ・血液型をきいて、相手の性格を想像することがある
- ・性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある
- "親が単身赴任中です"と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべる(母親は思い浮かばない)
- •「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある
- ・男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは?」と、とっさに思う
- 子育て中の女性に、転勤を伴う仕事の打診はしないほうがいいと思う

#### 目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

### 施策2-(1)家庭における男女共同参画の推進

#### 【目的】

家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにする

#### 【取組の方向性】

- 家事・育児・介護等を家族が共同して行えるよう、特に男性の家庭生活への参画 を促進します。
- 女性も男性も働きながら育児や介護が行えるよう、多様な子育て支援、介護サービスを充実します。

### ₩ 行政が取り組むこと

#### ① 家庭での役割分担の見直し支援

No	取組	内容
26	男性のための家事支援講座の実 施	男性の意識改革やスキルアップ、仲間づくりのため、男性を対象に家事支援講座を実施します。
27	子育て支援講座の実施	育児に関する知識や技術を学び不安を解消するため、両親学級や孫育て教室、離乳食教室を実施します。
28	親子料理教室の実施	保護者と子どもが一緒に参加し、交流できる機会を つくるため、親子料理教室を実施します。
29	家庭教育学級の実施	子育て家庭の相互交流・学習支援のため、家庭教育 学級を実施します。
30	介護講座の実施 (男女共同参画推進センター)	男女がともに担う介護を学ぶため、介護講座を実施します。
31	介護予防講座の実施 (介護予防講演会・すまいるケ ア教室など)	高齢者が要支援・要介護状態にならないように、介護予防講演会や健康脳トレ塾、すまいるケア教室などの介護予防講座を実施します。







## ₩ 行政が取り組むこと

### ② 子育て・介護の社会的支援の充実

No	取組	内容
32	地域子育て支援拠点の運営	子育て中の孤独感、負担感を緩和し、安心して子育 てができる環境を整備するため、子育て家庭の親子 の交流の場を設け、子育て経験者や保育士などが育 児相談に応じます。
33	ファミリーサポートセンタ ー・緊急サポートセンターの 運営	地域で子育てをサポートしていくことを目的に、育 児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人 (提供会員)が会員となり、会員同士の助け合いで 子育て中の方を応援する制度を運営します。
34	保育所や放課後児童クラブ の運営	保育ニーズを的確に把握しながら、必要な保育の受け皿の確保に努め、子育て支援の充実を図ります。
35	病児保育の実施	通常の外来で治療可能な病気にかかっていて、保護者が就労等により家庭で保育を行うことが出来ない場合、医師の診断のもと一時的な預かり保育を実施します。
36	子育てに関する相談の実施	子どもの教育や養育に関する問題について、家庭児 童相談を実施します。
37	障害福祉サービスの利用支援	障害の程度や個々の状態及び相談に応じて、ホーム ヘルプサービスなどの各種障害福祉サービスを提供 します。
38	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の実施	重度者を始めとし要介護認定者の在宅生活を支える ため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整 備を進めます。



### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- •男性も積極的に家事や育児、介護にか かわりましょう。
- ・子育てや介護に関する支援制度につ いての情報を集め、積極的に利用しま しょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

• お互いが納得のいく家事分担を話し合 いましょう。得意な家事は進んで引き 受け、お互いに感謝を忘れないように しましょう。

#### 事業者の取組

ワーク・ライフ・バランス\*等につい ての研修や講座等を行い、推進する環 境をつくりましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

ワーク・ライフ・バランス認定企業の 取組を参考にしましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年 (令和3年)	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
家庭での役割分担 (家事)の満足度	62. 1%	70.0%以上	男女共同参画に関する市 民意識調査で「満足」 「ある程度満足」と答え た人の割合です。目標値 は、現状より10%程度 増加を目指します。
保育所待機児童数	3人	0人	年度当初の待機児童数 です。目標値は、O人 を目指します。

#### [ コラム ] 産後パパ育休(出生時育児休業)



改正育児・介護休業法により、「産後パパ育休(出生時育児休業)」が令和4年10月 1日から施行されました。

「産後パパ育休(出生時育児休業)」は通常の育児休業とは別の制度で、父親が子の出 生後8週間以内に4週間までの休暇を取得することができます。なお、申し出により分 割して2回取得することもできます。

#### 目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

### 施策2-(2)働く場における男女共同参画の推進

#### 【目的】

市民が自分らしい働き方ができるようにする

#### 【取組の方向性】

- 仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう、両立支援策を推進します。
- 女性が自らの意思によって職業生活を営めるよう、女性のキャリア形成を支援 します。
- 男女がともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、働きやすく必要なときに休みがとれる職場環境づくりを推進します。
- セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない職場環境づくりを推進します。

#### ₩ 行政が取り組むこと

① 仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

_			
No	取組	内容	
39	ワーク・ライフ・バランスに関 する講座・情報提供の実施	仕事と生活の調和について、国・県と連携し講座 を開催し、啓発資料を窓口等で配布するなど情報 提供を行います。	
40	ワーク・ライフ・バランスに関 する講座・情報提供の実施 (男女共同参画推進センター)	育児休業・介護休業の取得促進を含め、仕事と家庭生活・地域活動の両立に資するため、講座や情報提供を実施します。	
41	両立支援に関する相談の実施	仕事と家庭生活及び地域活動を両立させることが できるよう、相談を実施します。	
42	市役所におけるワーク・ライ フ・バランス推進月間の実施	ワーク・ライフ・バランス推進月間を実施し、職場環境・働き方の見直しについての意識付けを行い、時間外勤務の抑制を図ります。	
43	市男性職員の育児休業促進に向けた職場環境づくり	市男性職員が育児休業を取得しやすくなるよう、 制度の周知と職場の環境づくりの意識啓発を図り ます。	





### ## 行政が取り組むこと

#### ② 女性の就業・起業・キャリア形成支援

No	取組	内容
44	講座情報の提供	女性の就業・起業・キャリア形成に関する、国や県の講 座情報を窓口などで配布し情報提供を行います。
45	仕事(就労・職場)に関 する相談窓口の周知	自分らしい働き方ができるよう、仕事(就労・職場)に 関する支援を行っている相談窓口を周知します。
46	女性のための講座の実施	自分らしい働き方ができるよう、仕事に関する講座を実 施します。
47	農業に従事する女性への 支援	農業経営に関する知識や技能を習得するための研修など への支援をすると共に、認定農業者の家族経営協定制度 を活用し、女性が参加しやすい環境を推進します。
48	高等職業訓練促進給付・ 自立支援教育訓練給付の 実施	ひとり親家庭の経済的な自立の促進を図るため、職業能力の開発などを支援します。

#### ③ 働きやすい職場環境づくり

No	取組	内容
49	市役所内の職場環境向上 の取組	職場環境アンケートを実施し、職場環境の現状を把握することで、より働きやすい職場に改善します。
50	消防署内の職場環境向上 の取組	女性消防吏員が、交代制勤務である消防隊などの業務を 継続するための環境整備・修繕を行うことで、全ての消 防吏員が働きやすい職場づくりを推進します。
51	市役所内のDX <sup>※</sup> の推進	A I ・R P A **の活用や庁内ペーパーレス化などをすすめ、市職員の業務改善・効率化に取り組みます。

#### ④ 各種ハラスメントの防止

No	取組	内容
52	各種ハラスメント防止に 関する情報提供	各種ハラスメントを防止するため、啓発資料を窓口で配布 するなど情報提供を行います。
53	市民相談の実施 ※再掲 (市民相談室)	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談内容 により、各種専門相談等の案内や情報提供を行います。
54	市職員へのハラスメント 防止研修の実施	各種ハラスメントを防止するため、研修などにより市職 員の注意を喚起します。
55	市職員へのハラスメント 防止の取組 (消防署)	各種ハラスメントを防止するため、定期的に検討、状況 報告等が可能な機会を設定します。
56	市職員への相談体制の充実	ハラスメント相談窓口を設置し、市職員がいつでも、安 心してハラスメントに対する相談ができる体制を整備し ます。

<sup>※</sup>D× (デジタルトランスフォーメーション): 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

<sup>※</sup>RPA: Robotics Process Automation (ロボットによる業務自動化)の略。これまで人間が行ってきた 定型的なパソコン操作をソフトウエアのロボットにより自動化するもの。



### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- 各種両立支援制度を活用しましょう。
- 性別や年齢、経験の有無等にかかわら ず、自らの能力を高め、やりたいこと にチャレンジする気持ちをもちまし ょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- ・両立支援ガイドブック等を活用しまし ょう。
- 埼玉県女性キャリアセンター等の専門 機関を活用しましょう。

#### 事業者の取組

• 介護や子育てを行う従業員を支援す る制度(事業内保育施設の設置、援助 制度等の導入、介護・育児休暇の再整 備等)の推進と働きやすい環境づくり に努めましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- ・国の両立支援等助成金等を活用しまし ょう。
- 「埼玉版 働き方改革ポータルサイト」 では、埼玉県が企業の取組をサポート しています。

#### 【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
職場での男女の地位 の平等感	26.5% 2021年(令和3年)	30.0%以上	男女共同参画に関する 市民意識調査で「平等」 と答えた人の割合です。 目標値は、現状より 10%程度増加を目指し ます。
市男性職員の育児休 業取得率	11.9% 2019 年(令和元年)	30.0%以上	目標値は、「春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき 30%以上を目指します。

#### [ コラム ] さまざまなハラスメントについて

ハラスメントは言動や行動によって他者に不利益を与えたり不愉快にさせたりするこ とで、様々な種類があります。職場の上下関係を悪用したパワー・ハラスメント、相手 の意に反した性的な性質の言動や身体への不必要な接触等のセクシュアル・ハラスメン トのほか、妊婦に対する不当な取り扱いを指すマタニティ・ハラスメント等があります。

#### 目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

### 施策2-(3)地域における男女共同参画の推進

#### 【目的】

市民が地域活動に参画できるようにする

#### 【取組の方向性】

- 地域活動にだれもが参画しやすくなるように情報提供の仕方を工夫します。
- 女性がリーダーとして参画できるように人材育成を図ります。
- 地域活動団体が持続可能な活動ができるよう支援します。

### 行政が取り組むこと

#### ① だれもが参画する地域活動の推進

No	取組	内容
57	市長への提言の実施	よりよいまちづくりのために、市長あてに市政に対する 提案や意見などを提言する制度を推進します。
58	市民参加の推進	市民が主体的にまちづくりにかかわれるよう、パブリックコメントや意見交換会や各種委員の公募など、市民参加手続の機会を拡充します。
59	市民活動情報の提供	だれもが地域での活動を知ることができるよう、市民活動センターや男女共同参画推進センターなどで活動団体についての情報提供を行います。
60	地域コミュニティに関する 情報の提供 (自治会・コミュニティ推 進協議会など)	だれもが地域コミュニティ活動に参加できるよう、情報 提供を行います。
61	ボランティア情報の提供	だれもが生きがいを持って暮らし、地域でのボランティ ア活動に参加できるよう、ボランティア団体などの情報 提供を行います。
62	男性のための講座の実施	男性が生き方を見直し、地域活動へ参加できるようにするため、男性のための講座を実施します。
63	ふれあい大学・ふれあい大 学院の実施、春日部市いき いきクラブ連合会の支援	高齢になってもだれもが生きがいを持って暮らしていけるように、生涯学習や地域活動をはじめとする様々な活動の場を提供します。



### ₩ 行政が取り組むこと

#### ② 地域活動団体での女性のリーダー参画促進

No	取組	内容
64	女性の参加を意識した防 災講座の実施	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性 がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同 参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を 促進します。
65	環境学習講師養成講座	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性 がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同 参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を 促進します。
66	女性リーダー育成のため の講座実施	女性がリーダーとなることが少ない分野において女性が 積極的に参画できるよう、女性のための講座を実施しま す。
67	生涯学習人材情報への登 録者と活用	生涯学習推進のための講師や、サークル活動の指導者と して活躍している様々な分野の人材を募集・登録し、男 女共同参画推進のための事業などに活用します。
68	人材情報の蓄積	男女共同参画をけん引する人材や団体の情報を蓄積し、 新たに活動したい人や団体とのマッチングを行います。

#### ③ 地域活動団体への支援

No	取組	内容
69	登録団体への支援 (男女共同参画推進セン ター)	地域活動団体の支援を行うため、男女共同参画推進センターにおいて登録団体の集いや団体への情報提供などを 行います。
70	登録団体への支援 (市民活動センター)	地域活動団体の支援を行うため、市民活動センターにおいて登録団体の集いや団体への情報提供などを行います。
71	利用者団体への支援 (公民館)	地域活動団体の支援を行うため、公民館において利用者 団体代表者会議や公民館フェスティバルなどを開催しま す。

#### [ コラム ] 持続可能な地域づくり

人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域を担ってきた自治会等の担い手の高齢化などにより、人材不足が指摘されています。そのため、地域の維持、活性化のためには、女性、若者などの参画を促していくことが求められています。

女性を含めた多様な人材が加わることで、多様化する課題をより柔軟に解決していく ことができ、将来的に持続可能な地域づくりや地域全体の活性化、課題解決へとつなが る基盤となります。



### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ワークショップや地域説明会などに 参画し、地域について学びましょう。
- ・自治会やPTAなどの地域活動の役 員として、男女を問わず、積極的に参 画しましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- ・広報かすかべや公民館だより、SNS\* などをチェックしましょう。
- ・公民館や市民活動センター等に行く と、地域の情報が得られます。

#### 事業者の取組

・従業員の地域活動やボランティア活 動を支援しましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

・ボランティア休暇制度を導入し、従業 員の地域貢献活動を奨励しましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027年(令和9年)	指標の説明
地域活動への参加率	24.6% 2021年(令和3年)	30.0%以上	市民意識調査で「1年間に地域活動への参加経験がある」と答えた人の割合です。目標値は、現状より20%程度増加を目指します。
NPO*と協働で行 われた事業数			目標値は、コロナ禍以 前の水準(2019 年(令 和元年)124 件)から 20%程度増加を目指し ます。
自治会長の女性比率	4.0% 2022年(令和4年)	6.0%	目標値は、6%を目指 します。

<sup>※</sup>SNS: Social Networking Service の略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築すること ができるサービスのこと。

<sup>※</sup>NPO: Non-Profit Organizationの略語。民間非営利組織と訳され、利潤を目的とせず、社会的な活動 を行う組織。特定非営利活動促進法 (NPO法) による認証を受け、法人格を得た団体をNPO法人 (特定 非営利法人)と呼ぶ。

#### 目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

### 施策2-(4)政策決定の場における男女共同参画の推進

#### 【目的】

市民が市政に参加している実感がもてるようにする

#### 【取組の方向性】

- 男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを推進 します。
- 女性職員のキャリア形成に向けた意識改革を働きかけます。
- 市議会に女性が参画しやすくなるような環境づくり、啓発を推進します。

### ₩ 行政が取り組むこと

#### ① 審議会等委員への女性の参画拡大

No	取組	内容
72	審議会等委員への女性の 参画拡大の方針周知	審議会等委員への女性の参画拡大の方針を市職員へ周知します。
73	審議会等委員への女性の 参画状況の把握	市政の方針を決定する場である審議会等の女性比率を把握します。

#### ② 市の政策決定における女性の参画拡大

No	取組	内容
74	市女性職員の管理職への 登用	資質ある市女性職員を積極的に管理職(主幹級)へ登用 していきます。
75	情報の提供、研修の機会 の提供	市女性職員のキャリア形成に資する研修の実施や、情報提供を行い、キャリア形成に対する意識の向上を図ります。
76	プロジェクトチームなど への参画の拡大	市女性職員の活躍及び多様な業務経験によるスキル向上 の観点から、プロジェクトチームへの参加を推進しま す。

#### ③ 市議会における女性の参画拡大

No	取組	内容
77	実態の調査及び情報の収 集など	政治分野における男女共同参画を推進するため、社会的 障壁及び取組の状況について情報の収集などを行いま す。
78	啓発、研修の機会の提供	政治分野における男女共同参画に資するよう、議員や市 民への啓発や研修などを行います。
79	環境の整備	政治分野における男女共同参画を推進するため、議会活動と妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活との両立を支援するための環境の整備を行います。









### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・さまざまな方針決定の場で男女双方 の意見が反映されているかどうかに 関心をもちましょう。
- ・審議会や議会等に興味をもち、傍聴し ましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- ・審議会の会議開催のお知らせは、市公 式ホームページで公開しています。 開会前に直接会場へお越しください。
- ・議会の開催日は市議会ホームページで お知らせしています。

#### 事業者の取組

- •審議会等委員選出の際は、男女のバランスに配慮し、ポストや肩書にとらわれず、適 切な人材を推薦するようにしましょう。
- ・国が掲げた「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30% 程度」という目標の達成に向け、努力しましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027 年 (令和 9 年)	指標の説明
審議会等委員の女性 比率	30.3% 2022年(令和4年)3月	40. 0%	目標値は、国の 目標値である 40%以上を目指 します。
女性比率が 30%~ 60%の審議会等委員 の割合	41.4% 2022年(令和4年)3月	70. 0%	目標値は、70% を目指します。
市管理職の女性比率	主幹級以上 11.8% (医療センター医療職及び消防除く) 2022年(令和4年)4月	主幹級以上 15.0%	目標値は、15% を目指します。
市議会議員候補者に 占める女性の割合	21.1% 2022年(令和4年)4月	30. 0%	目標値は、30% を目指します。

注) 年度実績でないものについては、基準月を表示しています。

#### 目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

### 施策3-(1)困難な問題を抱える女性への支援

#### 【目的】

だれ一人取り残さないやさしいまちにする

#### 【取組の方向性】

- 制度の狭間にある困難な問題を抱える女性に対する支援を充実します。
- 関係団体と連携して支援を行います。

#### ₩ 行政が取り組むこと

#### ① 困難な問題を抱える女性への支援の充実

No	取組	内容
80	情報の提供、学習の機会 の提供	困難な問題を抱える女性が不安や悩みを少しでも解消できるよう、情報の提供や学習の機会の提供を行います。
81	男女共同参画推進センタ 一で行う相談の充実	困難な問題を抱える女性が不安や悩みを少しでも解消できるよう、相談を行います。
82	教職員への研修の実施	教職員服務研修会を実施します。

#### [ コラム ] 困難を抱える女性への支援



厚生労働省こども家庭局が、2018年(平成30年)から2019年(令和元年)まで「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」で議論された内容をまとめたことを受け、超党派の議員立法として困難女性支援法が2022年(令和4年)5月に成立し、2024年(令和6年)4月1日に施行されます。

貧困や DV、虐待などで居場所を失ったり、性犯罪に巻き込まれたりした女性への支援は、売春を行うおそれがある女性の保護更生を目的として 1956 年(昭和31年)に制定された売春防止法が根拠となっており、当事者に寄り添った支援が不十分との指摘が出ていました。

新法では、女性の補導処分や保護更生に関する売春防止法の規定の削除を盛り込み、 暴力や貧困など様々な困難を抱える女性に対する公的支援のあり方を定めています。









#### 行政が取り組むこと

#### ② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
83	県が設置する女性相談支 援センター等との連携	困難な問題を抱える女性が問題解決に向けて行動できる よう、各種支援窓口と連携して支援します。
84	市民活動団体への支援 (情報提供、情報共有)	困難な問題を抱える女性の支援に資する情報について、 市民活動団体へ情報提供などを行います。
85	市民活動団体との協働事 業の実施	困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らせるよう、市民活動団体と協働して支援を行います。



### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・悩みを一人で抱え込まず、家族や友 人、専門家、公的機関等に相談しまし ょう。
- 周りに困っている人がいれば声をか けましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- •どこに相談してよいかわからない場合 は、春日部市男女共同参画推進センタ ー「ハーモニー春日部」の女性総合相
- 内閣府の「女性応援ポータルサイト」 にもさまざまな支援の情報が掲載さ れています。

#### 事業者の取組

- 身近なところに気になる人がいた場合、相談窓口などを紹介できるようにしましょ。
- 日常生活や社会生活において、女性であることにより様々な困難な問題に直面するこ とが多い現状を理解し、配慮しましょう。

#### 【推進指標】

※困難女性支援法施行後に設定

#### 目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

#### 施策3-(2)個人の様々な状況への配慮

#### 【目的】

#### だれも孤立させないまちにする

#### 【取組の方向性】

- 各種支援策について、分かりやすい情報提供を行います。
- 関係機関が連携して包括的な支援を行います。

### 行政が取り組むこと

#### ① 個人の様々な状況等へ配慮した支援の充実

No	取組	内容
86	生活困窮者への支援 (福祉総合窓口の設置)	生活困窮者をはじめとした様々な福祉課題を抱える方の相談を受け付け、自立や課題の解決に向けて生活し やすいように支援をします。
87	高齢者への支援 (高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画の推進)	高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを 続けることができるよう、健康維持・介護予防の推 進、生きがいづくりと社会参加の推進、介護サービス の充実などの施策を実施します。
88	障がい者への支援 (障害者計画・障害福祉計 画の推進)	障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、各種施策を推進します。
89	ひとり親家庭などへの支援 (子ども・子育て支援事業 計画の推進)	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で 支援する環境づくりをより一層進めるため、各種施策 を推進します。
90	外国人への支援 (多文化共生の推進)	国籍などによる差別や偏見のない多文化共生の考え方 に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

#### [ コラム ] 地域共生社会とは

#### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 〇人口減少に対応する、分野をまただる給今的サービス提供の支援 〇地域の資源を活た! 暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す

#### 改革の骨格

地域課題の解決力と強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用









### │ ┆ 行政が取り組むこと

#### ② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
91	福祉関係団体の活動支援 (生活困窮者支援)	民生委員・児童委員などの福祉団体やボランティア 団体などが実施する、見守りや生活支援などの各種 事業等を支援します。
92	市民活動団体との協働事業の 実施 (ふれあい大学校友会)	ふれあい大学校友会とともに文化祭やグラウンド・ ゴルフ大会を開催することなどにより、団体会員が 交友関係や活動範囲を広げ、より充実した人生を送 ることを支援します。
93	市民活動団体との協働事業の 実施 (国際交流協会・外国人住民との相 互理解)	外国人住民と市民との相互理解が深まるよう、市民 活動団体と協働して日本語教室の開催や交流事業を 実施します。
94	市民活動団体との協働事業の 実施 (障がい者支援)	手話・点訳者講習会や障害者スポーツ大会等を通じて、各種市民活動団体等との共同事業に取り組むほか、重層的支援体制整備事業に則り、包括的相談支援事業への参画を図ります。
95	市民活動団体等との地域の支 え合いの体制づくり	地縁組織やボランティア等多様な主体間による定期 的な情報共有及び連携・協働による支え合いを推進 するため「春日部支え合い会議」を開催します。

### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

• 周囲に気を配り、一人で悩んでいる人がいたら、声をかけたり、相談窓口を紹介しま しょう。

#### 事業者の取組

・生活困難を抱えている従業員の状況を理解し、労働時間の配慮や休暇のとりやすい 環境づくりに努めましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年 (令和3年)	目標値 2027 年 (令和9年)	指標の説明
住んでいる地域は安 心して暮らせると思 う人の割合	83. 0%	85.0%以上	市民意識調査で「そう 思う」「どちらかといえ ばそう思う」と答えた 人の割合です。目標値 は、85%以上を目指し ます。

#### 目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

### 施策3-(3)健康を脅かす問題への対策

#### 【目的】

#### 市民が健康を実感できるまちにする

#### 【取組の方向性】

- 市民が主体的にこころとからだの健康づくりに取り組める環境を整備します。
- 関係団体が連携して健康づくりに取り組みます。

### 

#### ① 健康を脅かす問題への対策の推進

No	取組	内容
96	望ましい食生活や運動習慣に関 する学習機会の提供 (両親学級など)	妊娠、分娩、産褥及び育児に関する知識と技術 の習得や、離乳食に関する正しい情報を提供 し、育児不安の解消を図ります。
97	望ましい食生活や運動習慣に関 する学習機会の提供 (保育所)	健やかな成長や健康の保持増進のため、食への 関心を高める給食を提供します。
98	望ましい食生活や運動習慣に関 する学習機会の提供 (保健センター)	健康の保持増進のための望ましい食事や運動などの生活習慣について、情報の提供や学習機会 の充実を図ります。
99	メンタルヘルスに関する学習機 会の提供	市民が心身ともに健康を保てるよう、メンタル ヘルスに関する学習機会を提供します。 また、こころの健康の維持増進やストレスへの 対処法などについて、情報提供を行います。
100	女性特有の健康問題に関する学 習機会の提供	女性特有の健康問題に関する学習機会を提供し ます。
101	相談事業の実施 (乳幼児健康相談)	育児に関する各種相談に応じ、適切な保健指導 を行います。
102	相談事業の実施 (健康相談)	心と身体の健康や悩みなどの相談に応じ、助言 や情報提供などを行います。
103	相談事業の実施 (男女共同参画推進センター)	心身ともに健康を保てるよう、健康に関する各種相談に応じ、助言や情報提供などを行います。
104	相談事業の実施 (教育相談センター、さわやか 相談室)	臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門 家を配置し、相談体制を整えます。







### 行政が取り組むこと

#### ② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
105	精神保健福祉連絡会の開催	関係機関の役割・相談の実態を把握し、情報を共有することで、質の高い連携を図ります。また、相談支援に関する勉強会を行い、相談技術の向上を図ります。
106	市民活動団体との協働事業の 実施 (男女共同参画推進センターな ど)	市民が心身ともに健康を保てるよう、市民活動団 体と協働して健康を脅かす問題への対策を行いま す。
107	市民活動団体との協働事業の 実施 (子育てサロン)	民生委員・児童委員協議会、主任児童委員連絡会 との協働により、子育てに関する事業を実施しま す。
108	市民活動団体との協働事業の 実施 (未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン)	関係機関との協働により、未成年の飲酒・喫煙防止 及び健康被害について周知・啓発を実施します。



### みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・ライフスタイルや世代に応じたこころとからだの健康づくりに向けた講座や講演会 等に積極的に参加しましょう。
- 心身に関する悩みは、医師や専門機関に相談しましょう。

#### 事業者の取組

・健康経営\*に取り組み、従業員の健康増進を図りましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年 (令和3年)	目標値 2027 年 (令和9年)	指標の説明
心身ともに健康だと 感じている人の割合	72. 3%	80. 2%	目標値は、現状値より 7.9 ポイント増加を目 指します。

<sup>※</sup>健康経営:従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、 従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたら し、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。健康経営は、日本再興戦略、未来投 資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。

#### 目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

### 施策3-(4)男女共同参画の視点に立った防災対策

#### 【目的】

市民が災害時でも安全に安心して避難できるまちにする

#### 【取組の方向性】

- 自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大により、避難所 における男女のニーズの違い等に配慮した災害対策を行います。
- 関係団体と連携して、災害時に住民同士が助け合って避難できる仕組みを作ります。

## 行政が取り組むこと

#### ① 男女共同参画の視点に立った防災対策

No	取組	内容
109	男女共同参画の視点を踏 まえた防災対策マニュア ルの作成・周知	女性や子ども、高齢者、障がいのある人など特に支援を 必要とする人に配慮した地域防災計画の策定やマニュア ルの整備を行います。
110	男女共同参画の視点を踏 まえた防災対策に関する 学習機会の提供	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、学習機会の提供を行います。
111	自主防災組織への女性の 参画促進	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性 がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同 参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を 促進します。
112	消防団員への女性の参画 促進	女性の視点を取り入れるため、女性消防団員の入団を促 進します。

#### ② 関係団体との協働の推進

No	取組	内容
113	自主防災組織との協働事 業の実施	災害時の避難所設営において、女性や子ども、高齢者、 障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した 対応を行います。
114	市民活動団体との協働事 業の実施	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、市民活動団体と協働して防災対策を学ぶ機会を提供 します。
115	男女共同参画推進センタ ーのネットワークへの参 加	災害時の男女共同参画推進センター間の相互支援体制を 構築するため、全国女性会館協議会が運営する相互支援 システムに参加します。







### トラ みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- ・防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- ・ 消防団や自主防災組織に関心を持ちましょう。

#### 事業者の取組

- 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策マニュアルの作成をしましょう。
- ・地域の防災訓練等に積極的に協力しましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値	目標値 2027 年 (令和 9 年)	指標の説明
防災会議の女性比率	9.1% 2022年(令和4年)3月	15. 0%	目標値は、国の段階的 目標値である 15%を目 指します。
年に1回以上防災訓 練を実施する自主防 災組織の割合	98. 4% 2021 年(令和3年)	100%	目標値は、全 195 自主 防災組織において防災 訓練を実施することを 目指します。
消防吏員の女性比率	3.9% 2021年(令和3年)4月	5. 0%	目標値は、国の段階的 目標値である5%を目 指します。
消防団員の女性比率	8.3% 2022年(令和4年)	10.0%	目標値は、国の段階的 目標値である10%(令 和8年)を目指しま す。

注) 年度実績でないものについては、基準月を表示しています。

#### [ コラム ] 男女共同参画に配慮した防災対策について

2020年(令和2年)5月に、内閣府男女共同参画局か ら「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視 点からの防災・復興ガイドライン~」が示されました。

このガイドラインには、地方公共団体や自主防災組織等 が、平常時からの災害の備えや災害発生時において、男女共 同参画の視点から取り組むべき事項が掲載されています。



#### 目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

### 施策4一(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び 被害者支援

#### 【目的】

#### DVを防止できるまちにする

#### 【取組の方向性】

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを啓発します。
- 相談支援体制を充実させます。
- 関係機関が連携して被害者の救済や自立支援を強化します。

### 🚻 行政が取り組むこと

#### ① ドメスティック・バイオレンス (DV) 防止に向けた啓発

No	取組	内容
116	啓発の実施	児童虐待防止推進月間において市が作成したリーフレットの配布や、その他の機会を活用した啓発ポスターなど の掲示を実施します。
117	講座やパネル展示の実施	配偶者などからの暴力防止と根絶に資するため、講座やパネル展示を実施します。
118	市職員向け研修の実施	市職員が二次的被害を防止しつつ適切な対応ができるよ うにするため、研修を実施します。

#### ② 相談支援体制の充実

No	取組	内容
119	(仮称)配偶者暴力相談 支援センター <sup>※</sup> の設置	DV被害者への相談・保護、自立支援をワンストップで 行えるよう、(仮称)配偶者暴力相談支援センターを設置 します。
120	相談窓口の周知	DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で支援や助言を 受けることができるよう、相談窓口の周知を行います。
121	相談体制の充実	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談機会の拡充や相談しやすい環境の整備を行います。
122	相談員、相談担当職員へ の研修の実施	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談員や相談担当職員への研修を実施します。
123	緊急避難、一時保護の実 施	D V 被害者の安全確保を図るため、緊急避難や一時保護 施設などへの保護を行います。

<sup>※</sup>配偶者暴力相談支援センター: DVの被害を受けた方の保護や自立支援を行う上で、中心的役割を果たす機関。







#### 行政が取り組むこと

#### ③ 関係機関との連携強化

No	取組	内容
124 暴力の防止及び被害者支 ら		DV被害者へ適切な支援ができるよう、春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議や研究会を開催します。
125	関係機関やNPOなどと の連携を強化	DV被害者へ適切な支援ができるよう、関係機関やNPOなどとの連携を強化します。

### トラ みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

- DVについて正しい認識をもちましょ う。
- ・悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、 専門家、公的機関等に相談しましょう。



#### 具体的な事例(ヒント)

- 春日部市男女共同参画推進センター「ハー モニー春日部」やDV相談十 (0120279889) 等を活用しましょう。
- 緊急時は迷わず110番をしましょう。

#### 事業者の取組

• DVに関する認識を深め、従業員や顧客に被害が疑われる場合は相談窓口などを紹介 できるようにしましょう。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年 (令和3年)	目標値 2027 年 (令和9年)	指標の説明
暴力を受けた場合、 どこにも相談しない と考える人の割合	11. 2%	10.0%以下	男女共同参画に関する市 民意識調査で「相談しない・できない」と答えた 人の割合です。目標値 は、10%以下を目指します。
パートナーからの言 動が、どんな場合で も暴力と思う人の割 合	「大声でどなる、のの しる」 44.7% 「細かく監視する」 47.7% 「生活費を渡さない」 67.6%	70.0%以上	男女共同参画に関する市 民意識調査で「どんな場 合でも暴力」と答えた人 の割合です。目標値は、 70%以上を目指します。

#### 目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

#### 施策4-(2)性犯罪・性暴力への対策

#### 【目的】

性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

#### 【取組の方向性】

- 性犯罪・性暴力防止の教育、啓発を充実します。
- 関係機関が連携して防犯対策を強化します。

#### **Ⅲ** 行政が取り組<u>むこと</u>

#### ① 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発

No	取組	内容
126	小・中・義務教育学校へ の啓発	市内すべての小・中・義務教育学校に資料を配布し、性 犯罪・性暴力に防止に向けた啓発を行います。
127	デートD V <sup>※</sup> 等防止の啓 発	市内の高等学校や商業施設において、資料を配布し、デートDV等防止の啓発を行います。

#### ② 関係機関との連携強化

No	取組	内容
128	地域の防犯力の向上と防 犯意識の高揚	警察署や自主防犯団体、学校などとの連携を強化し、地域のパトロール活動や啓発活動を実施します。

#### [ コラム ] いつのまにか事件に巻き込まれている学生が増えています

SNSを利用した性被害、酩酊状態での性的行為の強要等、学生生活、集団生活の中でいつのまにか事件に巻き込まれる学生が増えています。

「性的同意」とは、性的な行為や発言を行う前に、お互いが確認することです。

- ① 対等な関係であること(先輩・後輩、先生・コーチ等、上下のある関係性で意思表示ができない状態ではないこと)
- ② 自ら判断ができる状態であること(泥酔や酩酊、恐怖や危険から選択肢が限られていないこと)
- ③ はっきりと言葉で確認できること(お互いの意思が確認できること) これらのポイントがそろっていない状態では、同意がとれたとは言えません。被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないよう、普段から集団内での上下関係を見直し、 個々対等な関係を築きましょう。

<sup>※</sup>デートDV: 恋人や交際相手等の親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的等の暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれる。









### ▼ みんなで協働して取り組むこと

#### 市民の取組

・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。

#### 事業者の取組

• 従業員や顧客に被害が疑われる場合、 相談窓口等を紹介できるようにしま しょう。



### 具体的な事例(ヒント)

・広報かすかべでは、毎月、相談窓口の 紹介をしています。

#### 【推進指標】

指標	現状値 2021 年(令和3年)	目標値 2027 年 (令和 9 年)	指標の説明
人口千人当たりの 刑法犯認知件数	6.8人	6.1人	目標値は、現状値より 10%程度減少を目指し ます。



## 計画推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1)全庁的な施策の推進 -

本計画は、男女共同参画を総合的・一体的に進める計画であり、施策・取組も多岐にわたっています。男女共同参画推進主管課を中心に庁内各課との積極的な連携体制を整え、全庁的に施策を推進します。

計画に位置付けられる取組については、毎年度、取組の所管課において進捗状況と 施策の効果などを検証するとともに、春日部市男女共同参画推進審議会及び庁内各課 において現状と課題について情報共有を図り、さらなる計画の推進に努めます。

また、春日部市男女共同参画推進審議会における調査・審議・評価を経た後、条例に基づき年次報告書を市民に広く公表します。

### (2) 市民や事業者及び関係機関などとの連携

地域全体で施策を推進するため、市民や事業者、関係機関との連携・協力が不可欠となっています。

市民や事業者の自主的な取組を促進するため、地域全体に向けて、広報かすかべなどにより計画についての周知を行うとともに、啓発資料の提供、出前講座の実施などを積極的に行います。

また、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」を通じて、これまで男女共同参画にかかわる機会のなかった市民や活動団体に対しても情報発信強化や連携に向けた働きかけを行い、協働の取組を推進していきます。

さらに、本市だけでは対応が困難な課題がある場合には、市外のNPO団体や国や 県の関係機関と緊密な連携をとるとともに、法制度の整備や環境整備など、国や県へ の働きかけを行います。

# (3) 春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」による男女共同参画の推進

男女共同参画推進拠点施設として設置している同センターにおいて、男女共同参画に関する情報の収集・提供や交流・学習機会の提供、各種相談などを実施し、その機能の充実を図ります。

また、同センターの管理・運営を担う指定管理者は、市と協働して男女共同参画社会実現のために取り組んでいきます。国や県、市の取組について積極的な広報活動を行い、各種事業への幅広い市民の参画を促進していきます。

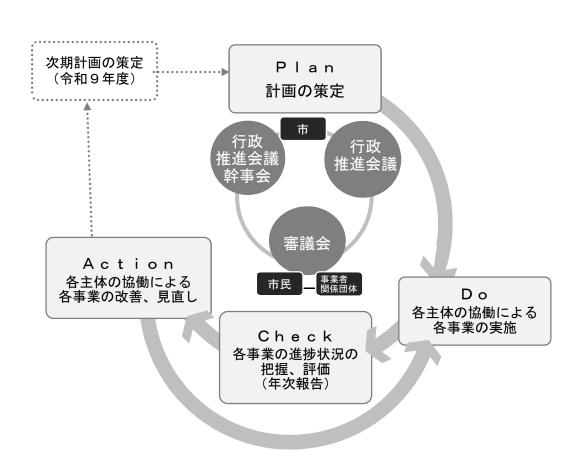
### 2 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、各取組の進捗状況及び推進指標の達成 状況について点検や評価を行い、適宜改善しながら、より効果的な計画となるように 努めていきます。

具体的には、下図のとおり市長の諮問機関である春日部市男女共同参画推進審議会において、進捗状況の把握・分析・評価を行い、必要に応じて、全庁的な部署で構成する春日部市男女共同参画行政推進会議を開催し、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進していきます。

また、社会情勢の変化等により、取組内容や推進指標など変更が必要なものについては、柔軟に修正を行います。

さらに、計画の最終年度には、市民意識調査を実施するとともに、本計画期間中の評価を行い、次期計画の策定を行います。



#### ※資料編(関係法令、用語集等)を追記予定

- 1. 計画策定までの経過
- 2. 男女共同参画に関わる国内外の動向
- 3. 男女共同参画社会基本法
- 4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6. 埼玉県男女共同参画推進条例
- 7. 春日部市男女共同参画推進条例
- 8. 春日部市男女共同参画推進審議会条例
- 9. 春日部市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 10. 春日部市男女共同参画行政推進会議要綱
- 11. 用語集



# かすかベハーモニープラン

(第3次春日部市男女共同参画基本計画)

発行 春日部市

〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

TEL 048-736-1111

URL <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/">https://www.city.kasukabe.lg.jp/</a>

作成 2023年(令和5年)3月